

令和4年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源分）が充当された
社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正（5%→8%）及び令和元年10月1日から施行された一部改正（8%→10%）に伴い、地方消費税収の引上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金（社会保障財源化分）の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用しました。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源分）

59,403 千円

（歳出） 社会保障施策に要する経費

603,414 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				一般財源
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	58,022	37,638			20,384
	老人福祉事業	27,873	2,685	6,400	3,052	15,736
	心身障がい者福祉事業	157,600	109,778			47,822
	児童福祉事業	119,465	38,540	10,100	3,491	67,334
	小計	362,960	188,641	16,500	6,543	151,276
社会保険	国民健康保険事業（繰出金）	47,258	21,037		300	25,921
	後期高齢者医療事業（繰出金）	27,791	12,958			14,833
	介護保険事業（繰出金）	122,730	5,778			116,952
	小計	197,779	39,773		300	157,706
保健衛生	診療所事業	17,867		1,500	15,672	695
	母子保健事業	4,030	1,112			2,918
	予防接種事業	6,554	187			6,367
	健康増進事業	14,224	852		1,459	11,913
	小計	42,675	2,151	1,500	17,131	21,893
合計		603,414	230,565	18,000	23,974	330,875